



山形県公報

令和4年12月16日(金)
第364号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 知事指定薬物の指定……………(コロナ収束総合企画課) …1151
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) …1152
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) …同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) …同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) …1153
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………1154

#### 告 示

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……………1155

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) …1156
- 同……………(同) …1157
- 同……………(同) …1158
- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………(雇用・産業人材育成課) …1159
- 一般競争入札の公告……………(河北病院) …1160

## 告 示

### 山形県告示第961号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(3-メトキシフェニル)-2-[ (プロパン-2-イル) アミノ] シクロヘキサン-1-オン及びそ

の塩類（通称名MXiPr、Methoxisopropamine）

- (2) N-メチル-1-(5-メチルチオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名5-MMPA、Mephedrene）
- (3) 2-{2-(4-エトキシベンジル)-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名Etazene、Etodesnitazene）
- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）
- (5) N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名APP-BINACA、APP-BUTINACA）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和4年12月17日

山形県告示第962号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年12月16日

山形県知事 吉村美栄子

1 加入区の名称

鶴岡市由良加入区

2 加入区の区域及び漁業の区分

- (1) 加入区の区域 鶴岡市由良の区域
- (2) 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

山形県告示第963号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年12月16日

山形県知事 吉村美栄子

| 事業名                   | 地区名    | 工事完了年月日   |
|-----------------------|--------|-----------|
| 水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業 | 横山第一地区 | 令和4年4月26日 |

山形県告示第964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営蔵岡地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月16日

山形県知事 吉村美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営蔵岡地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

戸沢村役場

3 縦覧に供する期間

令和4年12月19日から令和5年1月23日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第965号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月16日から令和5年1月4日まで縦覧に供する。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向町最上西公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|--------------------------------------|------|-------------------|---------|
| 最上郡最上町大字月楯字村内328番2から<br>同 熊ノ前417番8まで | 旧    | 15.3メートル<br>} 4.8 | 193メートル |
| 同 上                                  | 新    | 25.3メートル<br>} 4.8 | 同 上     |

**山形県告示第966号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月16日から令和5年1月4日まで縦覧に供する。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 向町最上西公園線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字月楯字村内328番2から  
同 熊ノ前417番8まで
- 3 供用開始の期日 令和4年12月16日

**山形県告示第967号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尾花沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
尾花沢市大字尾花沢地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年12月8日から令和5年4月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月16日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 眞一郎

#### 山形県公安委員会規則第10号

#### 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年12月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|                                                |                                  |   |
|------------------------------------------------|----------------------------------|---|
| 警備業法（昭和47年法律第117号）                             | 第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項 | を |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号） | 第10条第3項                          |   |
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）                       | 第5条第1項及び第8条第1項                   |   |

|                                                |                                                                                                                 |       |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 警備業法（昭和47年法律第117号）                             | 第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）並びに第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項 | に改める。 |
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）             | 第8条第1項                                                                                                          |       |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号） | 第10条第3項                                                                                                         |       |
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）                       | 第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項                                                                                         |       |

#### 附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

### 告 示

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月16日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 眞一郎

山形県公安委員会告示第5号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月県公安委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

|                                                |                                  |   |
|------------------------------------------------|----------------------------------|---|
| 警備業法（昭和47年法律第117号）                             | 第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項 | を |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号） | 第10条第3項                          |   |
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）                       | 第5条第1項及び第8条第1項                   |   |

|                                                |                                                                                                                 |       |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 警備業法（昭和47年法律第117号）                             | 第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）並びに第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項 | に改める。 |
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）             | 第8条第1項                                                                                                          |       |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号） | 第10条第3項                                                                                                         |       |
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）                       | 第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項                                                                                         |       |

附 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月16日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第15号中

|  |       |   |      |   |   |
|--|-------|---|------|---|---|
|  | 住民税一括 | 円 | 雇用保険 | 円 | を |
|--|-------|---|------|---|---|

|   |         |   |         |   |       |
|---|---------|---|---------|---|-------|
| 「 | 住民税一括   | 円 | 雇用保険    | 円 | に改める。 |
|   | 共済（短期）  | 円 | 共済（介護）  | 円 |       |
|   | 互助会（一般） | 円 | 互助会（福祉） | 円 |       |

別記様式第19号、別記様式第21号、別記様式第23号及び別記様式第27号中

|   |      |   |   |   |   |
|---|------|---|---|---|---|
| 「 | 雇用保険 | 円 | 円 | 円 | を |
|---|------|---|---|---|---|

|   |         |   |   |   |       |
|---|---------|---|---|---|-------|
| 「 | 雇用保険    | 円 | 円 | 円 | に改める。 |
|   | 共済（短期）  | 円 | 円 | 円 |       |
|   | 共済（介護）  | 円 | 円 | 円 |       |
|   | 互助会（一般） | 円 | 円 | 円 |       |
|   | 互助会（福祉） | 円 | 円 | 円 |       |

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和5年4月17日まで縦覧に供する。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 コメリパワー新庄店  
 新庄市五日町字宮内244番地他8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |

- 3 変更した事項  
 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (変更前)

| 名 称           | 所 在 地             |
|---------------|-------------------|
| (仮称) コメリ新庄宮内店 | 新庄市五日町字宮内244番地他8筆 |

(変更後)

| 名 称       | 所 在 地             |
|-----------|-------------------|
| コメリパワー新庄店 | 新庄市五日町字宮内244番地他8筆 |

- 4 変更年月日  
令和4年12月4日
- 5 届出年月日  
令和4年12月5日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年4月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において令和5年4月17日まで縦覧に供する。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コストコホールセールかみのやま倉庫店  
上山市蔵王みはらしの丘21番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                | 住 所                       | 代表者の氏名 |
|--------------------|---------------------------|--------|
| コストコホールセールジャパン株式会社 | 千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） | ケン・テリオ |

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称                  | 所 在 地          |
|----------------------|----------------|
| (仮称) コストコホールセール上山倉庫店 | 上山市蔵王みはらしの丘21番 |

(変更後)

| 名 称                | 所 在 地          |
|--------------------|----------------|
| コストコホールセールかみのやま倉庫店 | 上山市蔵王みはらしの丘21番 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|--------------------|-----------------------|--------|
| コストコホールセールジャパン株式会社 | 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号 | ケン・テリオ |

（変更後）

| 名 称                | 住 所                       | 代表者の氏名 |
|--------------------|---------------------------|--------|
| コストコホールセールジャパン株式会社 | 千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） | ケン・テリオ |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称                | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|--------------------|-----------------------|--------|
| コストコホールセールジャパン株式会社 | 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号 | ケン・テリオ |

（変更後）

| 名 称                | 住 所                       | 代表者の氏名 |
|--------------------|---------------------------|--------|
| コストコホールセールジャパン株式会社 | 千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） | ケン・テリオ |

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 平成27年8月20日
- (2) 3の(2)及び(3)に掲げる事項 令和4年8月1日

5 届出年月日

令和4年12月5日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年4月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において令和5年4月17日まで縦覧に供する。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール三川  
東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 三井住友信託銀行株式会社  | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 大 山 一 也 |
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考         |
|---------------|---------|---------|-------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前7時    | 午後11時   | 年間6日は午前6時開店 |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考         |
|-------------------|---------|---------|-------------|
| 株 式 会 社 コ メ リ     | 午前6時30分 | 午後11時   |             |
| 上 記 以 外 の 小 売 業 者 | 午前7時    |         | 年間6日は午前6時開店 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前6時45分から午後11時15分まで。ただし、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで。

（変更後）午前6時15分から午後11時15分まで。ただし、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで。

4 変更年月日

令和4年12月10日

5 届出年月日

令和4年11月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年4月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県労働委員会の第47期委員の任期が令和5年3月21日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

令和4年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 推薦資格を有するもの

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体

2 推薦される者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

- (1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

イ 被推薦者の履歴書

ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書

- ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
- (2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
- イ 被推薦者の履歴書
- ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- ハ 定款、団体規約等の写し
- 4 推薦期間  
令和5年1月6日（金）から同月27日（金）まで
- 5 推薦書の提出先  
産業労働部雇用・産業人材育成課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタルX線一般撮影システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年12月16日

山形県立河北病院長 深 瀬 和 利

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 5階会議室
- (2) 日時 令和5年1月26日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 デジタルX線一般撮影システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日（金）
- (4) 納入場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院総務課施設用度係 電話番号0237(73)3131

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号。以下「規程」という。）第121条の規定により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第121条の規定により準用する規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規程第121条の規定により準用する規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年1月12日（木）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書及び競争入札参加資格審査申請書を同月5日（木）午後3時までに山形県立河北病院総務課施設用度係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Digital X-ray general photography system: 1set
- (2) Time-Limit for tender: 10:00 A.M. January 23, 2023
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237(73)3131

令和4年12月16日印刷  
令和4年12月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県